

八幡平市公共施設の貸館・使用制限について

【発表の要旨】

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、岩手県においても「緊急事態宣言」が発令された状況により、本市公共施設の利用を制限することとしました。

1 期間

令和2年4月25日（土）から令和2年5月6日（水）まで
※今後の状況により延長する場合があります。

2 内容

貸館の休止、利用の制限をする施設は、別紙のとおりです。

【担当】

企画財政課 広報広聴係

係長 関 宏典

電話 0195-74-2111（内線 1201）